

佐久市物価高騰対応地球温暖化対策支援事業 (次世代自動車・充電設備設置等支援事業) Q & A

令和8年7月3日更新

●対象となる人・購入先について

Q：市外のディーラーや販売店で購入・設置しても補助の対象になりますか？

A：対象になりません。本補助金は、「市内に事業所又は代理店を有する販売店や事業者」から購入・設置した場合のみ対象となります。

Q：インターネット（EC サイト）で購入した普通充電設備は対象になりますか？

A：購入先が「市内に事業所又は代理店を有する事業者」であれば対象となります。市内に事業所等のないオンラインショップから購入した場合は対象外です。また、設置工事は「市内に事業所又は代理店を有する事業者」が行う必要があります。

Q：中古の車両・設備は対象になりますか？

A：中古の車両・設備は対象外となります。

Q：借家や、自分の所有ではない土地（実家など）に充電設備を設置したいのですが、申請できますか？

A：申請可能です。ただし、建物の所有者（大家や管理会社など）に設置の許可を事前に得て、同意書を提出していただく必要があります。

●対象事業・補助対象経費について

Q：いつ購入・設置したものが補助対象になりますか？

A：令和8年7月3日以降に国の補助金額が確定、又は設置工事が完了したものが対象となります。

Q：電気自動車（EV）を購入しました。車両の補助対象になりますか？

A：本事業における「次世代自動車（車両本体）」の補助対象は、要件を満たすプラグインハイブリッド自動車（PHEV）に限られます。電気自動車（EV）を購入された場合は、佐久市電気自動車購入促進事業補助金をご活用ください。（※ただし、電気自動車（EV）を所有している方が「普通充電設備」を設置する場合は、設備が補助対象となります。）

Q：国の補助金や、他の補助金と併用できますか？

A：申請区分によって異なります。

次世代自動車・V2H 充給電設備：国の補助金の交付を受けていることが必須条件となります。

普通充電設備：他の補助金等の交付を受けた場合は、本補助金の対象外となります。

Q：購入時にポイントを利用したり、値引きを受けたりした場合、補助金額はどうなりますか？

A：補助対象経費は「ポイント等利用前の本体価格（値引き等がある場合は、値引き後の最終的な支払価格）」を基準に算出します。

●申請・手続きについて

Q：申請期限はいつですか？

A：以下の2つのうち、いずれか早い日が申請期限（必着）となります。

対象事業完了の翌日から起算して90日以内

令和9年2月26日（金）

Q：「対象事業完了の日」とは、具体的にいつのことですか？

A：申請する区分によって異なります。

次世代自動車・V2H 設備の場合：国の補助金額が確定した日

普通充電設備の場合：経費の支払が完了した日

Q：書類の様式は、どこにありますか？

A：佐久市役所環境政策課の窓口にあるほか、佐久市ホームページからダウンロードしてご利用いただけます。

Q：書類の提出は郵送でも可能ですか？

A：郵送でも受け付けています。紛失を防ぐため、配達記録が残る方法での郵送をお勧めします。

Q：書類へ記入する際に、間違って記入してしまったのですが。

A：訂正する場合は、訂正箇所に二重線を引き、余白に正しい内容を記入してください。修正液や修正テープは使用しないでください。なお、金額部分（申請額等）は訂正できませんので、新しい用紙に書き直してください。

Q：振込先に申請者以外の名義（家族の口座など）を指定できますか？

A：補助金の振込先は、原則として「申請者ご本人名義の口座」に限ります。

Q：申請してから口座に入金されるまでに、どのくらいかかりますか？

A：申請内容の審査を行い、「交付決定通知書兼確定通知書（様式第2号）」をご自宅へ郵送します。その後、「交付請求書（様式第3号）」をご提出いただき、請求書の受領から概ね1か月程度で指定の口座へ入金いたします。